

ふじみ野市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の通知をしたこと<small>の分かる資料若しくは当該通知をした旨の誓約書</small>の提出を求めることができる。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>